

自動販売機設置に係る公募申込みに関する説明書

石川県警察の国有施設（警察学校生徒寮及び機動隊）の自動販売機設置について公募方式により自動販売機設置業者（以下「設置業者」という。）を選定するため、申込みに必要な事項を説明します。

1 自動販売機の設置場所、種類及び数量

(1) 石川県警察学校生徒寮（石川県金沢市小立野1丁目262番地）

ア 設置場所

石川県警察学校生徒寮 1階自販機コーナー 別添【図面番号1】

イ 種類及び数量

自動販売機（容器：缶・ペットボトル、種類：飲料） 2台

(2) 石川県警察機動隊（石川県金沢市小立野1丁目262番地）

ア 設置場所

石川県警察機動隊 1階食堂 別添【図面番号2】

イ 種類及び数量

自動販売機（容器：缶・ペットボトル、種類：飲料） 2台

2 使用許可期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日の5か年

ただし、選定時に提示した提出書類の内容を下回らないことを条件に、一度に限り5年を限度とした更新を可能とします。

3 受付期間等

(1) 受付期間

令和4年11月21日(月)～令和4年12月5日(月)

(2) 提出書類

ア 参加申込書

別添【様式1】

イ 誓約書及び役員名簿

別添【様式2及び3】

ウ 国有財産使用金額提案書

別添【様式4】

※ 警察学校生徒寮1台と機動隊1台の計2台分合計額

エ 自動販売機設置に関する提案書

別添【様式5】

オ 自動販売機等の平図面（転倒防止板も記載すること）

別添【様式6】

カ 設置する自動販売機のカタログ等

（設置予定機種のもので、自動販売機のサイズが分かるもの）

キ 容器回収箱のカタログ（サイズが分かるもの）

※ エ～キは、設置施設ごとに作成してください。

ク 全部事項証明書（商業・法人登記簿謄本）（法人のみ）

ケ 官公庁への設置実績を示す資料（契約書（使用許可書）の写し）

※ 平成30年4月以降の実績で代表的な事例を挙げてください。

コ その他参考となる資料

(3) 参加申込書等提出先

石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県警察本部警務部会計課管財係
電話 (076)225-0110 (内線 2273)

※ 受付時間：土曜・日曜・祝日を除く、午前9時から午後5時まで

※ 郵送及びFAXでの申込みは受け付けません。

※ 提出された書類は返却しません。

4 設置業者選定方法

申込みが複数あった場合は、国有財産使用許可業者選定委員会において、委員が応募者から提出された書類を総合的に審査し、設置業者を選定します。

○ 審査内容

- ・ 商品力（販売価格、種類・質）
- ・ 自動販売機の性能（使いやすさ・バリアフリー対応等、環境配慮）
- ・ 企業性（犯罪被害者支援への協力等の社会貢献、信頼性、実績等）
- ・ サービス（設置許可後における対応等）
- ・ 国有財産使用料として提案する金額（以下「提案額」という。）

5 設置業者の決定

提案額が石川県警察で算定する最低金額（以下「算定額」という。）以上であった応募者について、国有財産使用許可業者選定委員会で審査・選定を行い、適当であると判断した後、設置業者を決定します。

ただし、提案額が算定額以上の応募者がいない場合、全ての応募者から再度の提案額の提示を受け、再度の提案額においても算定額以上に達しない場合、国有財産使用許可業者選定委員会において審査を行い、提案額以外の提案内容が適当であると判断した応募者1者と交渉を行い、算定額以上の提案額として提示できれば、当該応募者を設置業者に決定します。

6 許可条件等

- (1) 設置及び撤去に関する一切の費用は、設置業者において負担すること。
- (2) 設置に際し、必要な設備（電力子メーター、転倒防止板等）を設置すること。
- (3) 販売する容器種類毎に幅0.4m程度の省スペースタイプの回収箱を設置すること。
- (4) 500円硬貨、1,000円紙幣及び電子マネーが使用できる機種とすること。
- (5) 設置する自動販売機は、エネルギー消費の少ない機種やオゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器並びに調光性能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネ型機器等の環境に配慮したタイプの機種とすること。
- (6) 自動販売機の設置後は、商品の品質管理・補填、維持及び清掃など設置業者側で責任を持つフルサービス方式で管理すること。
 - ※ 容器回収に当たっては、他の自動販売機のものが入る場合が考えられますが、これも回収すること。
 - ※ 故障や問合せについては、連絡先を自動販売機の前面に表示すること。
- (7) 設置に際し、壁や床にビス等による固定金具の取付等の施工はできません。

7 設置業者決定後の提出書類及び提出時期について（参考）

(1) 提出書類（設置業者のみ）

ア 国有財産使用許可申請書

イ 付属図面（公募申込み時に提出したもの）

ウ 設置する自動販売機のカatalog等（公募申込み時に提出したもの）

(2) 提出時期は、別途連絡します（12月頃予定）。

8 設置及び維持に関する経費について（参考）

設置業者は、行政財産使用許可に基づく次の経費負担が必要になります。

(1) 使用料

設置業者は、国有財産使用金額提案書に記載された金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（円未満切捨）を別途指定する期日までに納付してください。

(2) 電気料

自動販売機に取り付ける電力子メーターで算定した電気使用料を毎月、納付してください。

9 その他

(1) 自動販売機の規格等は、公募申込み時に提出した機種と同一機種としますが、都合により機種を変更する場合は、事前に変更理由を申し出てください。

事前申出がなく、自動販売機の規格等を変更した場合は、設置業者の決定又は使用許可を取り消す場合があります。

(2) 申込みに当たっての参考として、現在設置されている自動販売機の販売実績及び採点基準を別表により提示します。

ただし、販売実績については設置後の販売見込数を保証するものではありません。

販売実績

設置施設	種類	年間販売実績（令和3年10月1日～令和4年9月30日）		
		販売本数	販売総額	販売価格帯
警察学校	缶・ペットボトル	10,030本	1,102,810円	100～170円
	缶・ペットボトル	7,133本	756,480円	100～130円
機動隊	缶・ペットボトル	7,183本	786,880円	100～170円
	缶・ペットボトル	1,498本	159,000円	100～130円

（注意）上表は過去の自動販売機の年間販売実績を参考に示すものであり、設置後の販売見込数を保証するものではありません。

審査内容

	項目	内容	配点
内容点 (100点)	商品力 (30点)	販売価格	15点
		種類・質	15点
	自動販売機の性能 (20点)	使いやすさ・バリアフリー対応等	10点
		環境配慮	10点
	企業性 (35点)	社会貢献	20点
信頼性（実績等）		15点	
サービス（15点）	サービス提供・ニーズ対応	15点	
使用料点 (100点)	より高い提案額の設定	$\frac{\text{「採点対象の応募者の提案額」} - \text{「最低使用料」}}{\text{「応募者の中で提案額の最高額」} - \text{「最低使用料」}} \times 100$	100点
総合点		内容点と使用料点の合計	200点